

令和5年度 Gunma Excellence 施設登録制度公募要綱

1. 目的

本制度は、県内観光施設を対象に、外国人旅行者がストレスフリーに滞在出来る施設を「Gunma Excellence 施設」として県が登録する制度です。登録施設には、誘客につながる具体的なサポートを行うことで、県内の外国人旅行者の更なる増加や本県の認知度向上を目指します。

2. 登録方法

(1) 対象

外国人誘客のためのパートナー施設（※）のうち、外国人の受入体制が整っている観光施設（宿泊施設、レジャー施設、ドライブイン、飲食店等）かつ下記条件を満たす事業者

- ① 本件申請施設の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者でないこと。
- ④ 本件申請施設の営業に必要な関係法令に基づく許可等を得ており、業務の適正な運営を行っていること。

※パートナー施設は、インバウンドに関心のある県内の観光施設を対象に募集しており、県がメールマガジンの送付や勉強会を行い外国人受入れのサポートを行っています。本事業に参加を希望される場合は、まずパートナー施設にご登録ください。詳細はこちら → https://www.pref.gunma.jp/01/g35g_00054.html

(2) 新規登録

① 登録申請期間

令和5年7月14日（金）から令和6年1月31日（水）まで随時募集します。

② 登録申請方法

登録を希望する施設は「Gunma Excellence 施設登録制度運営指針」（以下「指針」という。）及び本要綱を確認後、申請調査票（Google フォーム）より申請してください。申請時に満たしてない基準がある場合にも、設置等の計画の

目途が立っている、かつ所定の期日内に基準を満たすことのできる場合については申請を行うことができます。

登録には外国人誘客のためのパートナー施設への加入が条件となります。また、記入いただいた情報は今後の県のプロモーション事業で活用します。情報は正確に記載してください。

③ 登録申請に必要な書類

申請調査票

④ 審査

申請受付後、指針に基づき登録情報等を確認させていただきます。書面審査に通過した施設には事前に連絡し現地確認を行いますので、ご対応をお願いします。審査結果は郵送にて送付します。

(3) 登録内容の変更

登録内容に変更がある場合は「変更事項調査票(様式2)」に必要事項を記載の上、FAX(027-223-1197)またはメール (fun_gunma@pref.gunma.lg.jp) で随時ご提出ください。

(4) 登録の抹消申請

登録を抹消したい場合は、電話 (027-226-3384) またはメール (fun_gunma@pref.gunma.lg.jp) で随時ご連絡ください。

(5) 登録の取消し

事業者が虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、当該登録の取消しを行うことがあります。

3. 実績報告

翌年度5月末(5月31日)までに今年度末までの実績報告書(様式3)を、FAX(027-223-1197)またはメール (fun_gunma@pref.gunma.lg.jp) でご提出ください。また、登録内容に変更があり、年度中にご連絡頂けていない場合は変更事項届出書(様式2)を併せてご提出ください。

4. 覆面調査

登録後、登録施設のサービス内容や設備等について確認をするため、覆面調査を実施する事があります。

5. 問合せ先

群馬県産業経済部戦略セールス局観光魅力創出課インバウンド推進係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

TEL: 027-226-3384

FAX: 027-223-1197

Email: fun_gunma@pref.gunma.lg.jp